

の人などのみ腰表を著れど、昔は然はあらざりしなり、猿曳なども是を著たるものなり。三十二番職人盡歌合の畫などに見えたり、其状こゝに引が如し、今網打の著る腰表には、上方腹にかかるもあれど、此畫なる腹の所に在て、頸よりかけたる物は、其表の方とも見えず、是は猿を舞はす時の具なり。

〔玉造小町子壯衰書〕予行路之次、歩道之間、徑邊途傍有一女人。○中 肩破衣懸胸、頸壞表。纏腰。○下略

〔世鏡抄上〕第十八凡下一生三昧之事

春秋冬ニ至テモ更ニ心ニ隙アラバ貧モ无カルベシ、隙ナクバ口ニモ常ニ可有貧、腰刀ヲバ置テ
鎌ヲサシ、弓ヲバ捨テ鍬ヲカタゲ、鳥帽子ヲヌギテ藤ノアミ笠ヲ著ヨ、袴ヲヌギテ腰表ヲシ、色アル衣裳ヲ好マズシテ、淺黃染ノ太布ヲ膝ヲ限テキヨ。

〔應仁亂消息〕一於武具。○中略 小者裝束者。○中略 紙子紙絹腰表○下略

〔信長公記十四〕二月〇天正九年廿八日、五畿内隣國之大名小名御家人を被召寄駿馬を集於天下被成御馬揃。○中略 御内府之御裝束。○中略 御腰表白熊。○中略 然者隣國之群集晴がましきに付て。○中略 面々の衣装、下には過半紅梅紅筋、上著は薄繪唐縫物金襴唐綾狂文之小袖側次袴同前、各腰表付られたり、或きんへい、或紅の糸縫物を切さきにして付られたるも有。

〔信長公記十五〕正月〇天正十五日、御爆竹江州衆へ被仰付、御人數次第。○中略

四番 信長公かるぐとめされたる御裝束、京染之御小袖御頭巾、御笠少上へ長く四角也、御腰表白熊。○下略

〔板坂ト齋記中〕廿三日〇慶長三年九月中略、日を忘れ候が石田治部少輔を捕來る由、田中兵部少輔に被仰付、近江國北の郡を草を分候如く尋候へ共在處知れず、或夜兵部少輔宿所の前を夜に入一人通申候、番ノ者何ものぞと改候へば、臺所に水汲と答らるゝの由、水汲にても何者にても通し候事